



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年2月28日金曜日 第588号

## ◇ 目次 ◇

○ 公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………（薬務衛生課）……………97

## 告 示

- 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合の規約の変更の許可……………（市町振興課）……………98
- 救急病院の協力申出……………（医療対策課）……………98
- 県統計調査の実施……………（健康増進課）……………98
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）……………99
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧……………（都市計画課）……………99
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備課）……………99
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）……………99
- 道路の供用開始（県道後柿之浦線）……………（南予地方局管理課）……………100
- 道路の区域変更（一般国道197号）……………（南予地方局大洲土木事務所）……………100
- 道路の供用開始（ " ）……………（ " ）……………100

## 公 告

○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………（建築住宅課）……………101

## 監 査 公 表

○ 財政援助団体等監査結果の公表（3件）……………（監査事務局）……………101

## 雑 報

○ 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催……………（環境・ゼロカーボン推進課）……………103

## 規 則

### ○愛媛県規則第2号

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

### 公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

**第1条** 公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（水質基準）			（水質基準）		
<b>第6条</b> 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。			<b>第6条</b> 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。			(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。		
1・2 省略			1・2 省略		
3 大腸菌	省略		3 大腸菌群	省略	

4 省略		
2 省略		

4 省略		
2 省略		

(旅館業法施行細則の一部改正)

**第2条** 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(水質基準)</p> <p><b>第10条</b> 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により<u>行</u>う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 大腸菌</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	1・2 省略			3 大腸菌	省略		4 省略			<p>(水質基準)</p> <p><b>第10条</b> 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によつて行<sub>う</sub>検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 大腸菌群</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	1・2 省略			3 大腸菌群	省略		4 省略		
1・2 省略																			
3 大腸菌	省略																		
4 省略																			
1・2 省略																			
3 大腸菌群	省略																		
4 省略																			

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第129号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

1 増減等の内容

(1) 増減内容

令和7年3月31日をもって、津島水道企業団を愛媛県市町総合事務組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

上記の増減内容に係る規定の変更

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

令和7年4月1日

(2) 規約の変更年月日

令和7年4月1日

3 増減等の許可年月日

令和7年2月18日

**○愛媛県告示第130号**

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
喜多医師会病院	大州市東大洲1563番地1	一般社団法人喜多医師会	令和10年2月26日まで

**○愛媛県告示第131号**

愛媛県がん対策推進計画に定める事業所調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

がん患者の就労継続に向けた県内事業所の状況や取組み、課題を調査し、県がん対策推進計画に定める本県独自の取組みの一つである「がん患者の就労継続に向けた支援の充実」を図るための検討材料とする

2 調査対象の範囲

従業者(常時雇用者)1人以上の民営事業所

3 報告を求める事項

事業所、がん患者の就労状況、就労継続における課題に関すること

4 報告を求める事項の基準となる期間

令和7年3月10日から令和7年3月31日までの間